

「乳幼児期から青年期までの

障害児の一貫した支援のあり方」

～ 障害児とその家族の支援のための提言 ～

平成 20 年 9 月

第 26 期横浜市児童福祉審議会障害児部会

はじめに

平成 18 年 4 月の障害者自立支援法の施行と、それに伴う児童福祉法の改正、さらには平成 18 年 6 月の学校教育法の改正等にみられるように、ここ数年、公的支援に関する法制度の整備が、次々と進められてきました。それは、とりもなおさず、この間の障害児・者に対する社会の見方・捉え方が大きく変化してきていることの反映であり、こうした社会の流れの中で、障害児とその家族をめぐる状況もまた、変わりつつあります。

そこで、横浜市では、第 26 期横浜市児童福祉審議会の中に、新たに 9 名の委員からなる障害児部会（以下「部会」と略記）を設け、総合的な視点に立って、障害児及びその家族に対する包括的な支援策や、個々の事業推進の方向性について、検討を行うこととしました。

部会では、「乳幼児期から青年期までの障害児の一貫した支援のあり方」をテーマに、平成 19 年 6 月から 20 年 8 月までの 7 回の審議を行い、福祉・教育・医療等の様々な観点から、議論を行いました。

その中では、地域自立支援協議会などで活躍されている地域活動ホームの相談担当者を迎え、地域における人材育成と支援のネットワークの構築について、現場の具体的な事例報告を受けるなど、議論のさらなる活性化を図りながら審議を進めてきました。

部会では、「乳幼児期から青年期まで」と「一貫した支援」という比較的大きなテーマで議論を進めましたが、複雑化・多様化する障害児への支援のなかで、特に重要と思われる、「**家族支援の充実**」「**キーパーソンとなる人材の育成と配置**」「**関係機関の連携の強化・ネットワークの充実**」、という 3 つの視点で提言をまとめました。これらは、障害児の支援に日々携わる委員から出された切実な状況を踏まえて討議した結果でもあります。

このほかに審議の中では、家族に不測の事態が起きた時、あるいは家族が高齢化し介護が困難になった時などに、家庭に代わって障害児が安心して生活できる場を提供することも行政の大事な役割であり、障害の重度化、重複化、あるいは従来支援方法では対応が困難な発達障害児の増加など、近年の傾向を踏まえた上で、障害児とその家族の将来への不安を軽減する視点から施設整備についても併せて十分な検討が必要、といった意見・提案がありました。

今期の部会では、現状から導き出される課題とその解決に向けた施策の方向性を中心に議論し、提言を行ったものですが、これらの方向性を次期「障害者プラン」の策定や後期次世代育成支援行動計画の策定などに生かし、今後の具体的な施策の検討をしていくことを望みます。そして、各種調査やサービス利用者、支援者、市民から寄せられる要望・意見を取り入れながら、施策の推進と事業化を行っていくことを併せて提言します。

平成 20 年 9 月

第 26 期横浜市児童福祉審議会障害児部会 委員一同

「乳幼児期から青年期までの障害児への一貫した支援のあり方について」
～ 障害児とその家族の支援のための提言 ～

目 次

はじめに

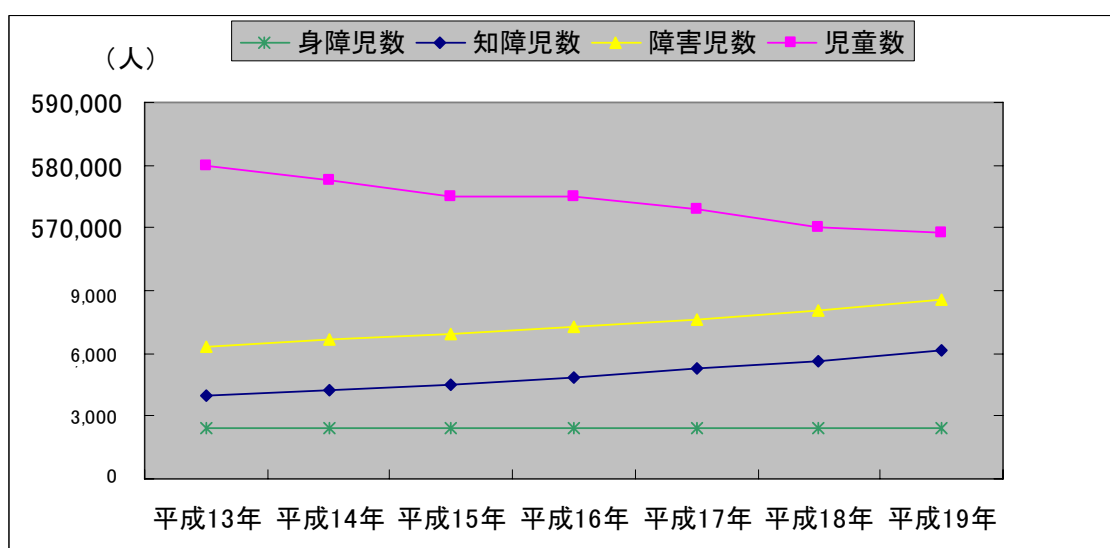
I	障害児と家族の現状	1 ページ
1	本市における障害児の推移	
2	障害児と家族への福祉サービスの現状	
3	障害児の教育	
4	アンケート調査に見る家族、親の意識の変化	
II	一貫した支援に向けた課題	15 ページ
1	課題の整理	
2	抽出された課題	
III	障害児とその家族への支援策(提言)	19 ページ
1	本人及び家族への支援の充実	
2	キーパーソンとなる人材育成と配置	
3	関係機関の連携の強化・ネットワークの充実	
	参考資料	24 ページ

I 障害児と家族の現状

1 本市における障害児の推移

本市では、すでに18歳未満の児童人口は減少傾向に入っていますが、障害児については未だ増加傾向にあります。障害種別ごとに見ていくと、肢体不自由児等の身体障害児は概ね横ばいですが、知的障害児や重症心身障害児は増加しています。(図1、表1)

図1 障害児と児童数の推移



※「障害児」とは、身体障害者手帳もしくは療育手帳の所持児童とする。

表1 市内在宅重症心身障害児数の推移

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
計	612	652	682	717	738	769	777

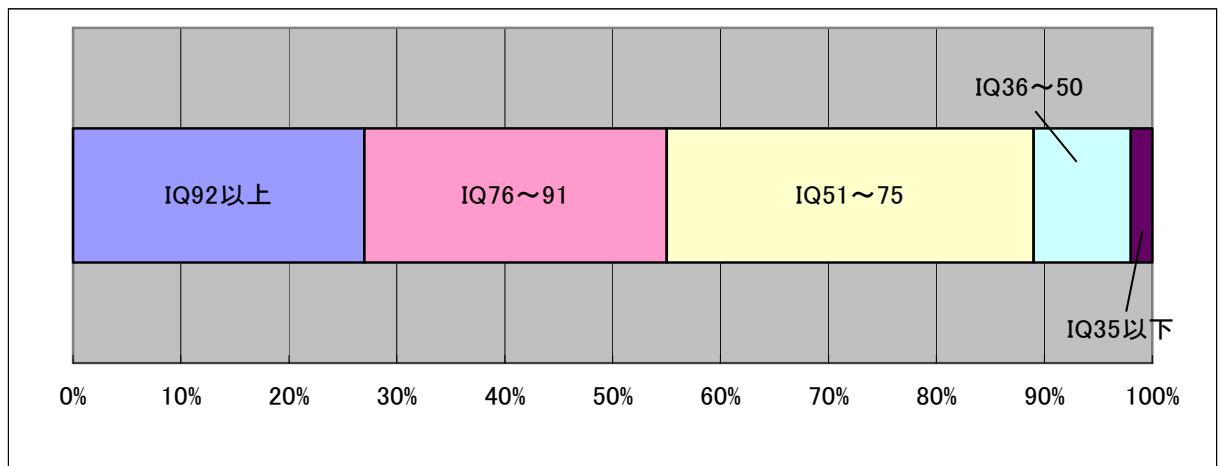
※ 本市4児童相談所が把握する数

また、地域療育センターを利用する児童のうち、知的な遅れを伴わない児童が半数以上を占めており、地域療育センターを利用する障害児数の増加の背景には発達障害児の顕著な増加があります。(図2)

障害児が増加傾向にあるなかで、障害児本人へのサービスの種類は一定程度確保されているものの、提供するサービスの量と障害児と支援機関とをつなぐコーディネート機能の不足がみられるのが現状です。障害児とその家族を支援する福祉サービスのより一層の充実が求められています。

※「発達障害児」とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であつて、その症状が通常低年齢において発現」し、「日常生活又は社会生活に制限を受ける」18歳未満の児童を言います。(発達障害者支援法第2条抜粋)

図2 地域療育センターにおける新規受診児の状況



※地域療育センター(南部・戸塚・北部・中部・西部・東部)の知的・発達障害初診児のうち、知的能力が確認できた児:1407名 (平成17年度)

2 障害児と家族への福祉サービスの現状

本市では、「障害のある人もない人も同じように生活することができるよう、市民・企業・行政など社会全体による取り組みを進め、障害者が自らの意思により地域で自立した生活を送れる社会づくり」（『横浜市障害者プラン』平成16年3月）を目指し、様々な福祉サービスの充実が図られてきました。

とりわけ、平成18年4月のこども青少年局の発足後は、健康福祉局や教育委員会事務局等との連携はもちろん、社会福祉法人やNPO法人等、多くの関係団体・機関との一層緊密な連携や協働により、障害児と家族の生活を守り、多様なニーズに対応するための、様々な事業が取り組まれています。

現在実施されている主な事業としては、次のようなものがあります。

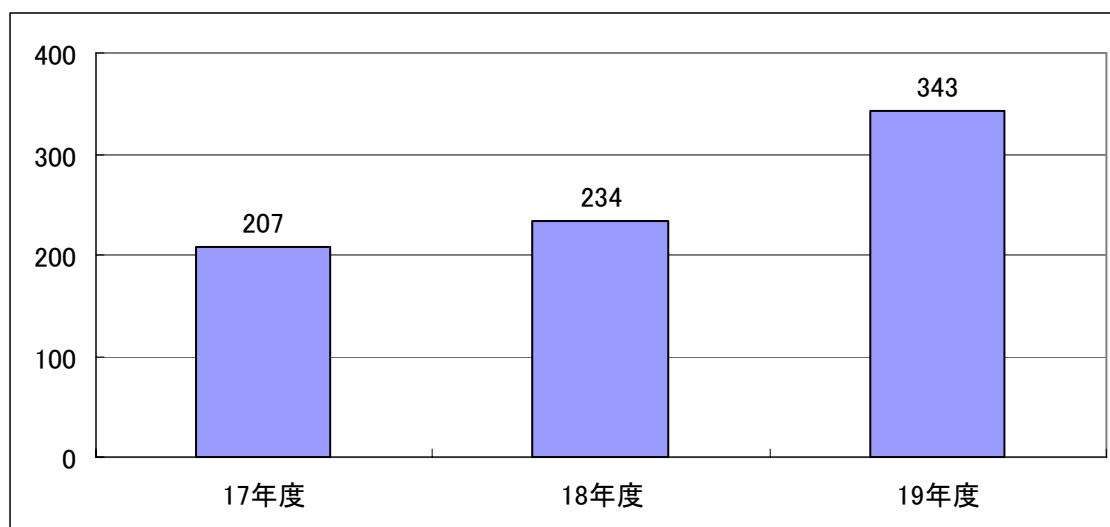
- (1)居宅介護（ホームヘルプ）、障害児・者施設での短期入所、児童デイサービス、移動支援（ガイドヘルプ）、日中一時支援等の障害者自立支援法に基づく法定事業
- (2)地域活動ホーム等での相談支援や一時ケア事業
- (3)地域療育センターにおける、幼児期の障害児の療育と家族に対する相談支援、小学生を対象とした学齢障害児支援、発達障害児の理解と適切な対応のための、教職員等を対象にした学校支援等の事業
- (4)学齢期、特に放課後の支援策がない中学生・高校生の年齢にある障害児までを対象とした、放課後や夏休み等の長期休暇の居場所を提供するための、横浜市障害児居場所づくり事業
- (5)市内幼稚園や保育園(図3)、放課後キッズクラブやはまっ子ふれあいスクール、放課後児童クラブへの障害児の受入促進 等

*放課後キッズクラブ=小学校施設を活用して「遊びの場」と「生活の場」を兼ね備えた安全で快適な放課後の居場所を提供することを目的として実施

*はまっ子ふれあいスクール=小学校施設を活用して、安全で健やかな放課後の居場所づくりを促進し、異年齢児の遊びや交流を通じて、子どもたちの創造性、自主性、社会性を養うことを目的として実施

*放課後児童クラブ=昼間保護者のいない家庭等の子どもたちが、安全で豊かな放課後を過ごすために、地域の理解と協力のもと実施

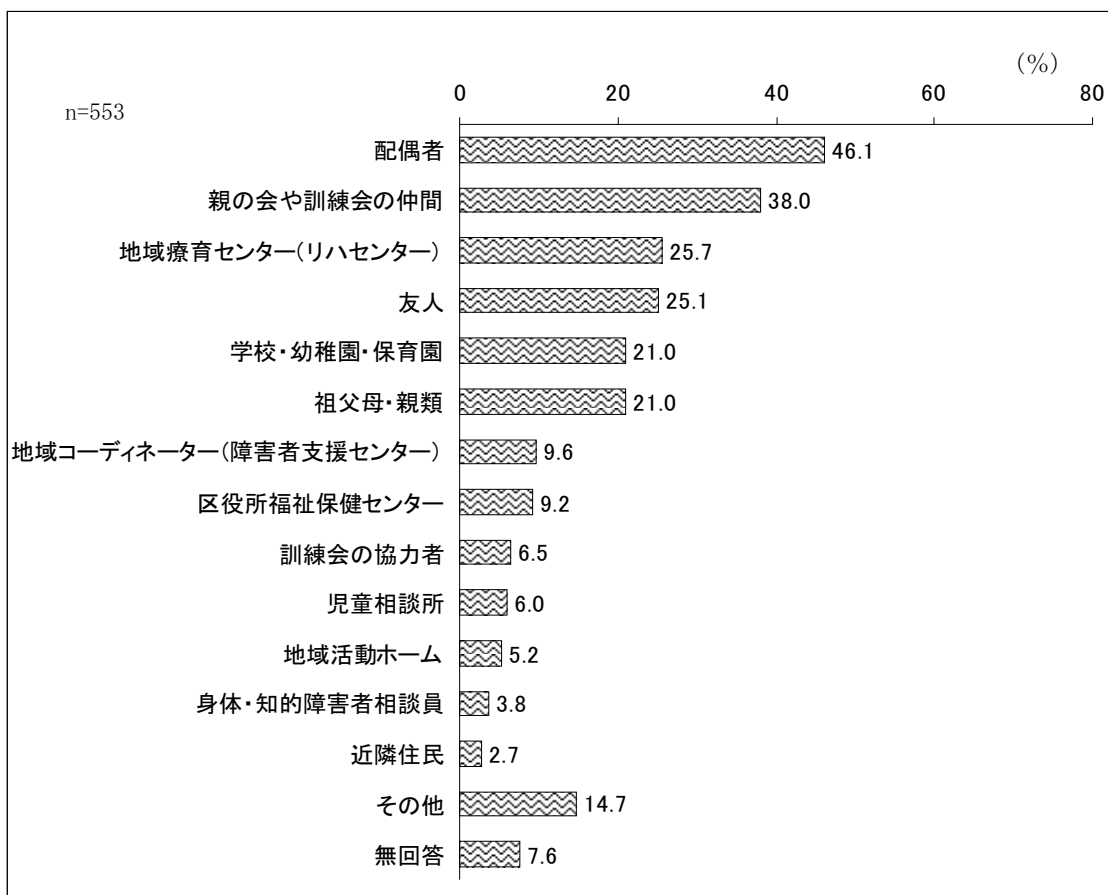
図3 障害児の受け入れ可能な認可保育所数の推移



障害児・者施設での短期入所事業や、地域活動ホームでの一時ケア事業においては、日常的な利用もさることながら、夏休み等、長期休暇時の利用希望者が著しく増大しており、また、市内の障害児施設については、いずれもが満杯状態で、なかなか利用しにくいという状況になっています。このように、福祉サービスの絶対量が不足している面があることは、否定できません。

また、本市では、児童相談所や区の福祉保健センターのケースワーカー、地域活動ホーム等での相談支援員等により、福祉サービスと障害児・家族とを結びつける相談支援体制の確立に向けた取組が積極的に進められていますが、乳幼児期や学齢期の障害児の生活に密着した相談には必ずしも十分に対応できていない(図4)、あるいは福祉サービスに関する情報提供が十分にゆきわたらず、せっかくのサービスを生かしきれていない、という声もあります。

図4 困ったときに相談する場所（生活一般）



『障害児と家族の生活状況調査報告書』（平成20年3月）より

障害者のライフステージと福祉施策

か所数は平成20年4月現在

	課 題	施 策	
乳幼児期	障害の発見	医療機関・区福祉保健センターの健診	
	療育	地域療育センター等での相談、訓練／児童デイサービス	8か所
	家族の受容	障害児地域訓練会	72団体
	集団生活への適応	障害児保育(保育園)、幼稚園での障害児の受入	
	生活(入所)	障害児施設	市内9施設(県立舎)
	就学相談	養護教育総合センター	
	通学	特別支援学校、個別支援学級、普通学級、通級指導教室	
	専門的相談、訓練の継続	学齢障害児支援(地域療育センター等) 学校支援事業(地域療育センター等)	8か所
	生活体験の拡大、余暇活動支援	障害児居場所づくり事業 横浜ラポール等でのスポーツ教室 地域活動ホームでの余暇活動支援	8か所 36か所
	地域社会での不適応行動	学齢障害児支援(小児療育相談センター)	1か所
進路相談	特別支援学校進路担当・区福祉保健センターCW		
小学 学 校 期	就労	就労支援センターでの相談、支援 公共職業安定所 ふれあいショップ、就労継続支援、就労移行支援、(旧)授産施設	7か所 5か所 20か所(ショップ) 44か所(施設)
	通所	生活介護、自立訓練、(旧)更生施設 地域活動ホーム、地域作業所・小規模通所授産・地域活動支援センター	52か所 38か所(地活) 205か所(作業所等)
	入所	障害者支援施設	22か所
	自立的生活の開始	グループホーム・ケアホーム ホームヘルプサービス 自立生活アシスタント(知的障害者・精神障害者)	397か所 417か所 17か所
	金銭使用・管理等消費活動の支援	区社協あんしんセンターでの定期訪問・金銭管理	18区
	生活圏、社会生活の拡大	移動支援(ハンディキャブ、福祉タクシー券、特別乗車券等) ガイドヘルプサービス 手話通訳者等の派遣、盲ろう者通訳・介助員の派遣	368か所
	余暇の充実	横浜ラポール等でのスポーツ、文化、レクリエーション教室 地域活動ホームでの余暇活動支援	
	後見的支援の喪失	グループホーム等 後見的支援を要する障害者支援条例 成年後見制度(成年後見制度利用支援事業) 横浜生活あんしんセンター、区社協あんしんセンター	
	判定、手帳の取得	区福祉保健センター、更生相談所、児童相談所	
	介護者・家族の負担感	短期入所・日中一時(施設)、 ショートステイ、一時ケア(地域活動ホーム) ホームヘルプサービス、入浴サービス	44か所 38か所
各 期 共 通	各種情報の収集	情報支援(福祉情報提供、情報機器利用支援、防災対応)	
	身体機能の回復、残存機能の向上	横浜市リハビリテーションセンター	
	日常生活動作、日常活動の支障	福祉機器支援センター 補装具、日常生活用具、訓練介助器具(18歳未満) 住環境整備	3か所
	生計費の確保が困難	生活保護 手当、年金、奨学金 障害者自立支援法等利用者負担助成	
	医療	自立支援医療給付、重度障害者医療費助成 歯科診療 地域の医療機関、訪問指導事業 医療環境整備事業(健康ノート)	
	相談支援	相談支援事業委託(法人型活動ホーム、障害児者施設) 相談支援体制の構築(一次相談、二次相談、生活支援会議開催など)	22か所

3 障害児の教育

障害のある児童生徒は増加し、また、障害も重度・重複化、多様化の傾向を見せています。こうした中で、特別支援教育推進のための学校教育法等の一部改正が行われ(平成 19 年 4 月施行)、小・中学校等においては、LD、ADHD等を含め、障害のある児童生徒に対して適切な教育を行うことや、従来の盲・ろう・養護学校を、障害種別を超えた学校制度である特別支援学校に転換する、等の見直しが行われてきました。これらの法改正に対応し、小・中学校等や特別支援学校における教育の一層の充実が求められています。

本市の教育委員会では、「障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じた多様な学びの場による教育の充実」(『横浜市障害児教育プラン』平成 16 年 3 月)を目指し、障害のある児童生徒への教育が推進されてきました。

また、平成 19 年 1 月に策定された『横浜教育ビジョン推進プログラム』(5 か年計画)では、「横浜から創る新たな特別支援教育」として、学校教育法等の改正を受けた具体的な取組の内容が示され、これに基づく様々な事業が進められています。

(1)小・中学校における特別支援教育の取組の現状

市立の小・中学校では、特別支援教育指導体制の整備について、次のような事業が進められています。

ア 校内支援体制の充実を図るため、LD等の児童生徒への教育的支援のための「横浜版ガイドライン」を策定(平成 19 年 5 月)し、これに基づいた取組を推進

イ 全校で「特別支援教育コーディネーター」の指名を行い、18 の行政区ごとに連絡協議会を開催

ウ 平成 19 年度から「特別支援教育実践推進校事業」を展開し、「特別支援教室(普通学級の児童生徒が必要に応じて個別的な指導を受ける場)」の整備を推進(3年間で全校展開を予定)(表 2)

表 2 小・中学校における特別支援教室の整備実績・予定

	平成 19 年度	平成 20 年度 (予定)	平成 21 年度 (予定)	計
実績・予定	107 校	200 校	184 校	491 校(全校)

エ 通級指導教室支援センター機能や、特別支援学校のセンター的機能の活用、専門家支援チームの派遣により、学校支援を推進

現在、市立小・中学校全校において校内委員会が設置され、特別支援教育コーディネーターを中心とした取組が進められていますが、保護者の理解や連携をどのように図っていくか、あるいは不登校児童生徒への支援をどのように進めていくかなど、さらに検討すべき課題も多くある状況です。

また、個別支援学級は現在、大部分の小・中学校（小学校 99.7%、中学校 94.5%）に設置されていますが、在籍児童生徒数が 3,973 人（平成 20 年度）と、この 10 年間で約 2.4 倍に増加しています。（表 3）また、障害の多様化等の現状を踏まえて、教員の専門性・指導力をより高め、個別の教育支援計画に基づいた指導を充実させることの必要性が指摘されています。校内人事面での教員の適正配置等が求められるところです。

表 3 個別支援学級の在籍数の比較(平成 10 年度、平成 20 年度)

	平成 10 年度	平成 20 年度
小学校	1,112 人	2,885 人
中学校	517 人	1,088 人
計	1,629 人	3,973 人

(2)通級指導教室の現状

通級指導教室とは、学校教育法施行規則に基づく「小・中学校等の普通学級に在籍する比較的軽度の障害のある児童生徒に対する、その障害に応じた、特別な指導を行う場」です。

本市では、早い時期から、難聴・言語障害や弱視、情緒障害のある児童生徒への特別な指導を行う場として、通級指導教室の整備が進められてきました。

現在、市立学校 17 校に通級指導教室が設置され、1,400 人以上の児童生徒が通級しています。

ここ数年、通級児童生徒の増加による教室の過大規模化が顕著となり、十分な指導時間の確保が難しくなっているとのことです。このため、教育委員会事務局では新たな通級指導教室の整備を進めています。

また、担当教員の専門性を生かして小・中学校の支援を行う「支援センター機能」についても、平成 20 年度より実施されています。

(3)特別支援学校の現状

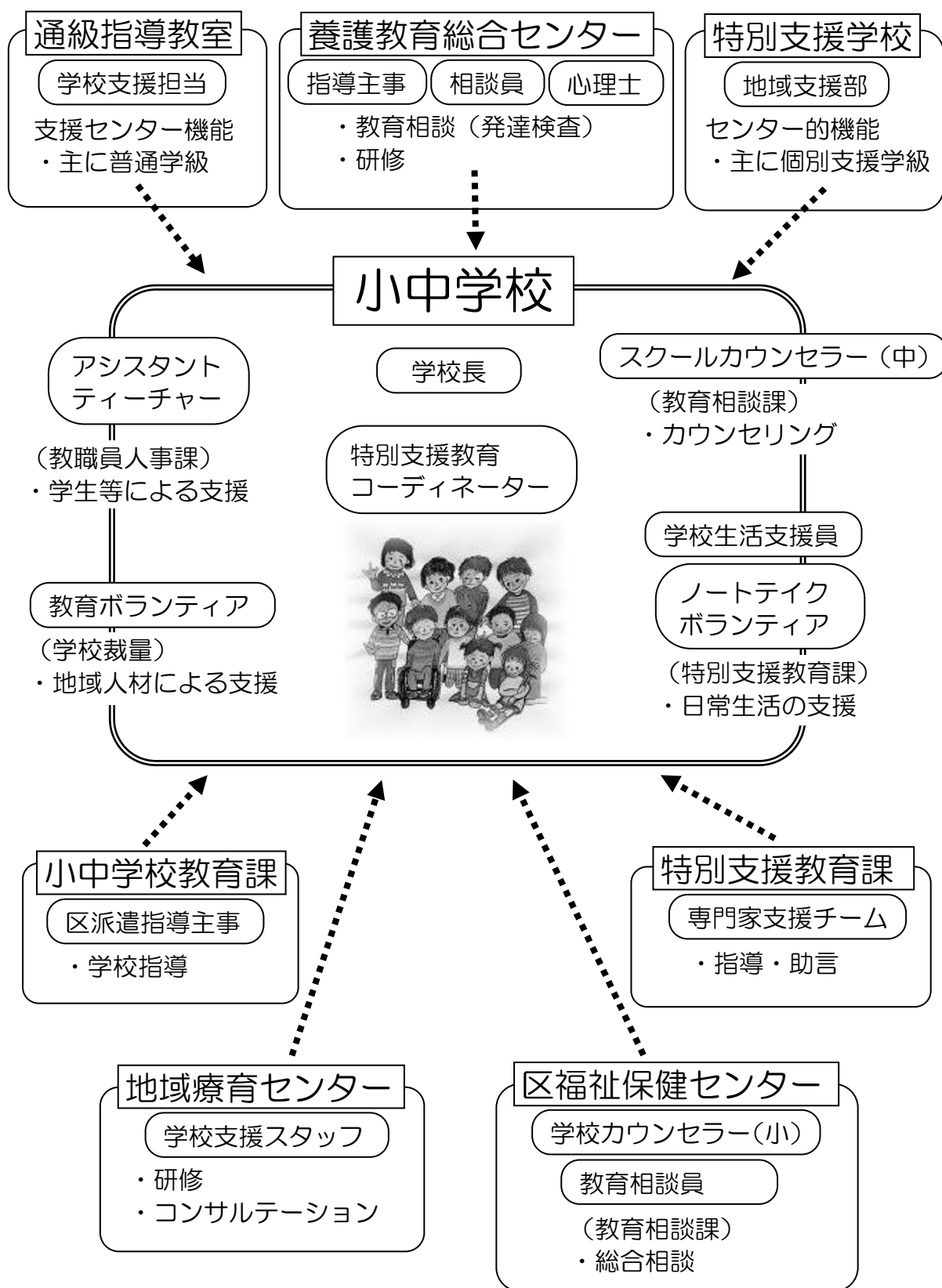
市内には、市立 12 校、県立 7 校、私立 2 校、国立 1 校の特別支援学校があります。市立・県立ともに在籍者数は増加を続けています。特に、知的障害や肢体不自由児童生徒の急増に伴い、過大規模化が顕著な傾向となっており、移転整備を含めた教育環境改善の検討が進められています。また、障害の重度・

重複化、多様化が進んでいます。

専門性向上の施策として、平成 17 年度から教員採用試験において「特別支援学校教諭免許保有者選考枠」を設ける等の対応を行った結果、免許保有率は 62.8%と、県を上回る状況となっています。

特別支援学校では、将来を見通した一貫した指導と支援を行うため、保護者や関係機関と協力しつつ、個別の教育支援計画が策定されています。また、特別支援学校在籍の児童生徒が、居住地の小・中学校に行って学習や行事等に参加する副学籍による交流教育をこれまで以上に進めるために、平成 19 年 4 月に新たに「副学籍による交流教育実施要綱」が定められ、「手引き」が市立全校に配布されました。さらに、学校教育法等の改正により「特別支援学校が小・中学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒の教育に関する必要な助言・援助を行う」センター的機能を有することとなりました。

小・中学校における連携支援



4 アンケート調査に見る支援の状況と家族、親の意識の変化

平成19年3月に、横浜市こども青少年局と横浜障害児を守る連絡協議会(以下「連絡協」と略記)とは、協働により、市内の障害児のいる家庭約1,100世帯を対象に、アンケート調査を実施しました(有効回答553世帯、回答率50.3%)。その内容は、障害児の家庭生活や学校生活、放課後や休日の過ごし方、送迎等に関することから、子育ての悩みや就業・余暇の実態、親の意識や行動一般に関することまで、幅広い項目にわたるものでした。また、この調査の結果分析にあたっては、平成7年に連絡協が会員を対象に行った「生活実態調査」の結果との比較も併せて行われており、本市における障害児及び家族の生活実態を知るための、貴重な資料となっています。

この調査結果から、次に掲げるような、障害児と家族への支援の状況とその変化や、子育てに関する親の意識の変化等が、浮き彫りになってきました。

(1)療育センターの整備の進捗等により、障害の早期発見・早期診断が進み様々な相談機関等を利用して公的支援・サービスを受ける人たちが増えている。

(2)障害児の日常生活や送迎等への支援については、大部分が家族、特に母親の役割となっている。(図5) また、「送迎を代わってもらえる相手」としては、近隣の人や親の会等から、家族・親族等の近親者へと頼むことのできる範囲が狭まってきており、母親の肉体的・精神的な負担感が強くなっている。(図6)

図5 通学、通所、職場への同伴者

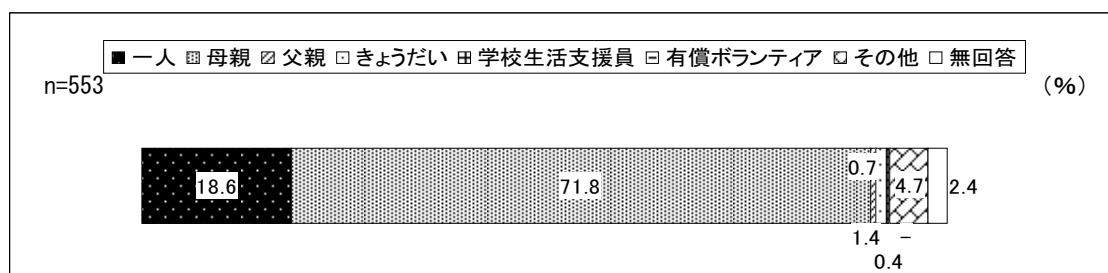
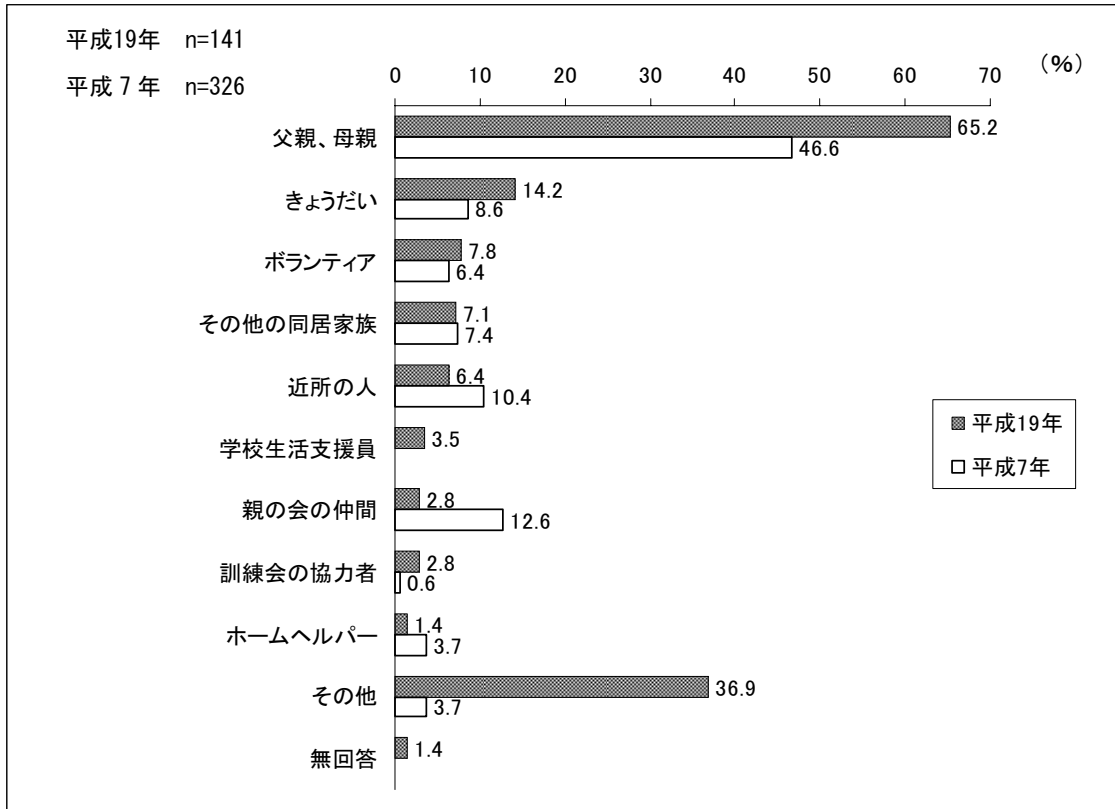
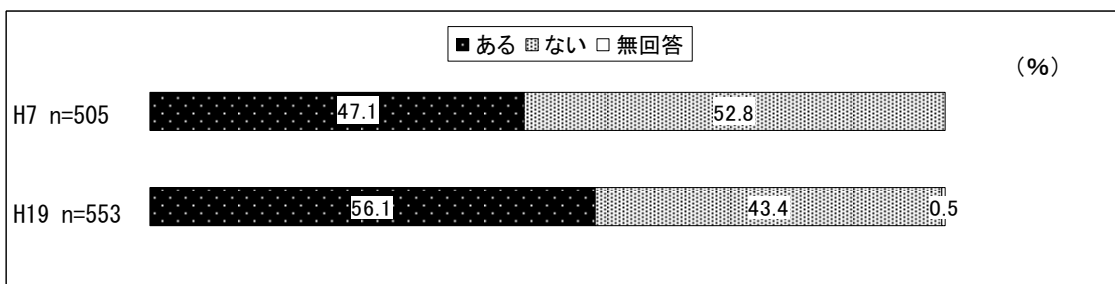


図6 送迎を代わってもらえる人



(3)放課後・休日の居場所や余暇支援等については、平日の帰宅後では環境・条件の整備が進みつつあることを認める一方で、「帰宅後に行くところがない」との回答が依然として多い。(図7) 休日の外出先については、平日よりも多様性がみられるが、「休日に行く場所がない」とする回答が多く見られ、子供が自立して活動できる場や機会、人的支援を求める声がある。

図7 平日に行く場所の有無



(4)学校の教員に対して、知的障害や発達障害等についての基本的知識や制度についての理解が乏しいという声がかかる。制度や障害児支援の情報について精通するよう、障害についての認識をもっと深めてほしいという意見が多い。

(5)障害児を育てる中での大きな悩みとして多くの親が挙げているのは、周囲の人間や社会一般の理解が不十分だということである。「相談できる人」については、親の会や訓練会の仲間を多く挙げている。(図8) 求めるサポートとしては、傾聴や精神的な支えというところが中心となっており、家族の悩み・つらさを受け止め、共感することの大切さがうかがえる。(図9)

図8 打ち解けて相談できる人

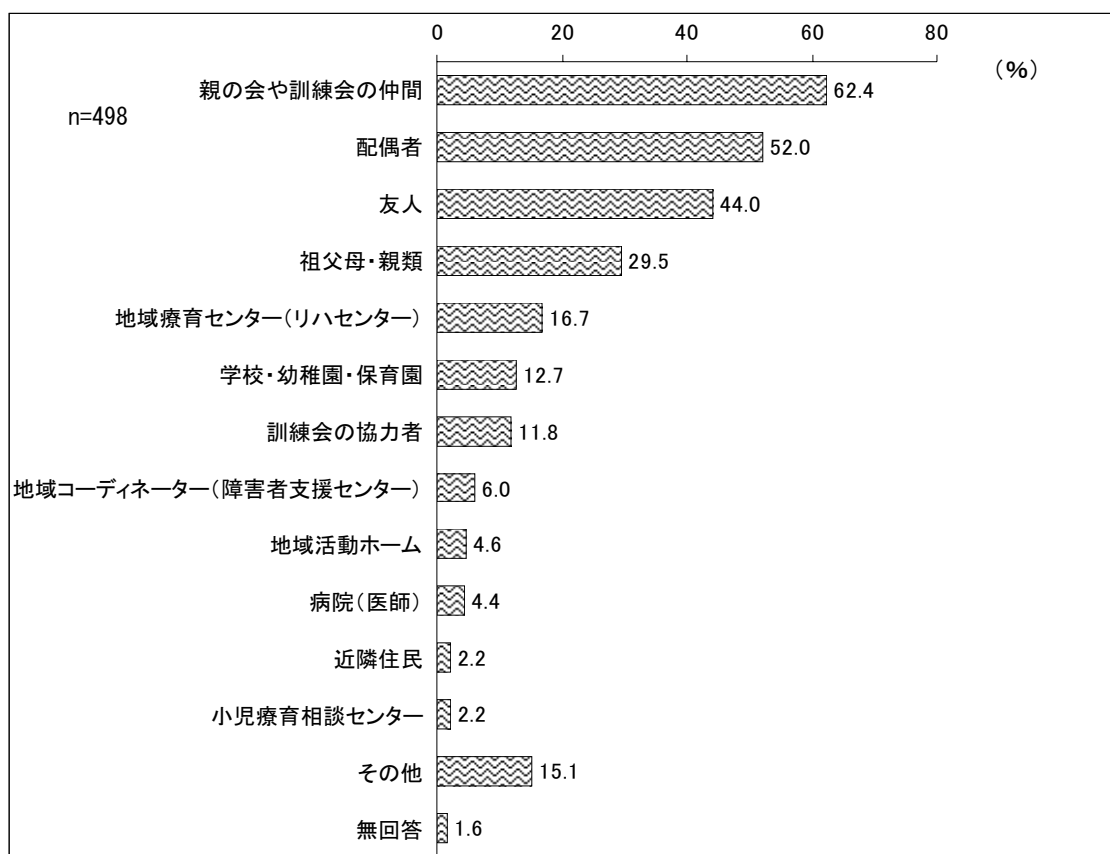
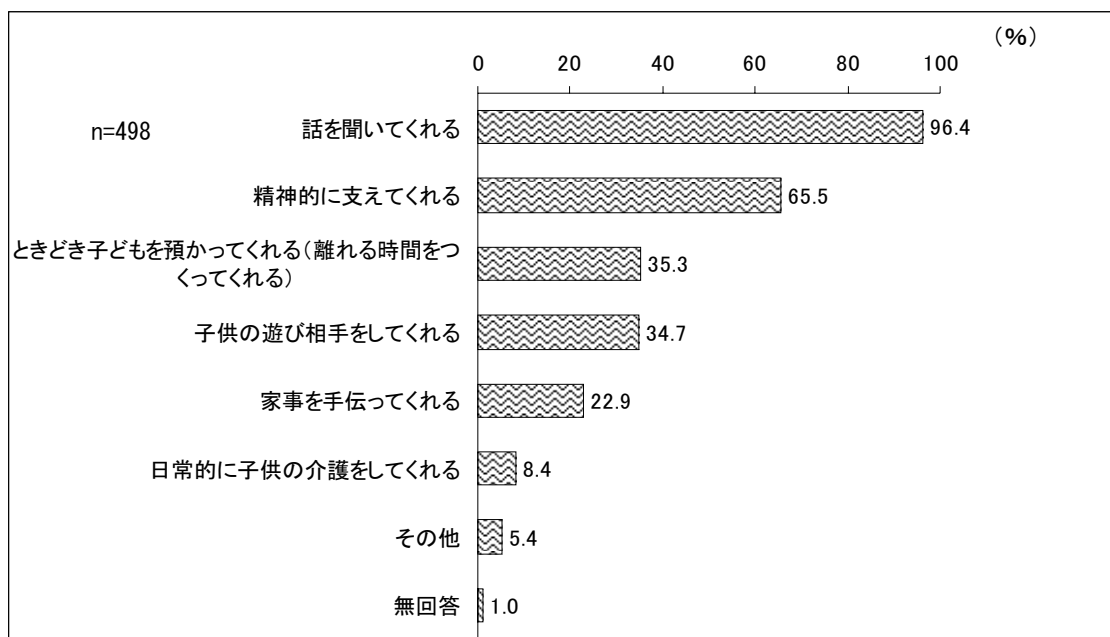


図9 打ち解けて相談できる人の支え方



*詳細については『障害児と家族の生活状況調査報告書』（平成20年3月）を参照してください。

Ⅱ 一貫した支援に向けた課題

1 課題の整理

横浜市では、障害児・者と家族が必要とする福祉サービスの創設・拡充に努めてきましたが、これについては一定の評価ができると言えます。また、地域療育センターにおける学校支援事業や地域自立支援協議会の設置などにより、地域の中で障害児と家族を支える取組みも進められてきていますが、より深く生活実態に踏み込んで、福祉サービスの状況を捉えたとき、そこに課題が見えてきました。

2 抽出された課題

(1) 子どもの障害に対する気づきと受容を支える体制が不十分

横浜市では障害の早期発見、早期療育システムが構築されており、区福祉保健センターにおける乳幼児健康診査から、保健師による家庭訪問、個別の発達相談、集団教室等を経て、地域療育センターの療育相談につながる流れになっていますが、発達障害は乳幼児健診で発見されない場合もあり、幼稚園・保育所または就学後に集団生活に適応できずに指摘され、初めて親がわが子の障害と向き合うようになるなど、「気づき」が遅れることもあります。

また、障害に対する理解が進んだとされる昨今でも、自分の子どもに障害があると判ったとき、その現実を受け止め、受け入れるまでには、多くの時間を必要とします。一方で、地域の中での障害の理解や受け止めは様々であり、また家族間でも障害受容の程度が異なっている場合もあり、地域の人や家族の言動等に深い悩みを抱える親、特に母親も少なくありません。

特に、知的な遅れが顕著でなく、外見からは障害の有無がわかりにくい発達障害では、人付き合いがうまくいかないことが、親のしつけへの非難や本人のわがままとされることもあり、周囲の障害についての正しい理解が十分とはいえない状況では、なおさら親が辛い立場に置かれることがあります。

横浜市では、これまでも相談支援体制の充実に力を入れてきていますが、障害当事者への相談支援が中心となっており、家族自身が、その子どもに障害があるという認識が持ちにくく、また周囲にも理解してもらいにくい状況の中では、発達障害児と親、家族をサポートする体制が十分とはいえないのが現状です。

(2) 子どもの将来への不安

障害を受け入れることができても、障害児が大人になってどんな生活を送るの

か、不安を抱いている親も少なくありません。「障害児と家族の生活状況調査」の自由意見の集計では、「将来の不安に関すること」が上位にランクされており、その中で、「この先どうなっていくのか」「どう育てていけばよいのか」という先々の見通しが立たない不安、「将来も子どもを養っていけるのか」「親がいなくなった後のことが心配」という将来の生活への不安、そうした切実な声がつづられています。障害児とその家族への支援では、子どもの将来像を提示して、親が抱える障害児の将来への不安を軽減することが必要ですが、その支援は十分とはいええない状況があります。

(3) 家族・地域の子育て力の低下

障害のあるなしに関わらず、子どもの生活は家庭と学校が中心となります。子どもにとっての家庭とは、安心して依存することのできる親の庇護の下で、心身の成長を育んでいく場といえます。しかしながら昨今の虐待報道に見られるように、親、家族全体の養育能力、養護能力の欠如、低下の事例を目にすることが少なくありません。横浜市では、乳幼児健診などの機会を捉え、保健師が各家庭を訪問するなど育児の後方支援を行っていますが、家族全体への総合的な支援を含めて、まだまだ十分とはいええない状況があります。

(4) 学齢期における、障害児と家族を支えるキーパーソンの不足

小中学校では、特別支援教育コーディネーターが学級担任と兼任することが多く、担任するクラスで手一杯の状況で、特別支援教育コーディネーターとしての役割を十分に果たせていない状況があります。子どもの日常の多くを占める学校生活をより安定して過ごしていくためには、学校の中に、地域活動ホームや医療機関、児童相談所、区福祉保健センター等の学校以外の社会資源や制度と必要に応じてつなげていくことができる、支援の核となる人材が求められています。

(5) 障害児一人ひとりの障害特性に合わせた指導の不足

学校の個別支援学級では、子どもの障害の程度に幅があるので、子どもたちの特性に合った教え方が求められますが、一方では障害に関する専門的な知識を持たないまま学級担任になる場合も見受けられるのが実情です。一人ひとり障害の状況に対応し、専門的な教育的支援を充実していくには、各教職員の専門性をより高めて、指導にあたる必要があります。

さらに、障害児が将来出ていく社会を見据え、学校卒業後を含めた長期的な視点で教育的支援の目標や内容を適切に盛り込んだ個別の教育支援計画の作成

と、それに基づく個々のニーズに応じた指導が求められています。

(6) 障害児とその家族を支援する支援者の不足

障害児の相談支援に当たっては、本人だけでなく家族を含めた支援を考えていく必要があります。障害児本人への支援とともに親に寄り添った支援を行い、親子を適切にサポートしていくために、家族支援の視点を取り入れた障害児に関する研修を行うなど、研修の充実は欠かすことができません。

その一方で、障害者自立支援法の施行により、相談支援のさらなる充実・強化が必要とされる中、少人数職場や交代勤務の職場が多く、職員がなかなか研修に参加しづらい状況がみられます。

障害児支援に携わる人材を増やし育てるためには、研修カリキュラムの充実と職員が受講しやすい環境づくりが求められます。

(7) 個別のケースに対する関係機関のネットワークの構築

障害児やその家族への相談支援が、制度ごと、教育・福祉・医療という支援機関ごとに行われ、場合によっては、相談者は何度も同じ事情説明をすることとなり、結果としてそれが相談のハードルを高くすることになります。関係機関の連携の不足は縦割りの弊害を生み出します。

また、障害児の成長の過程で、例えば学齢期では放課後や夏休み等における居場所、学校卒業後では地域での生活や就労への移行など、ライフステージごとに問題・課題が変わっていきます。そして、その時々に応じて、教育・福祉・医療などの様々な機関が関係して支援を行っていきませんが、核となって総合的にみてるキーパーソンがいません。そのため入学、卒業、進学といった子どもの成長過程で節目となるときに、支援のつながりが途切れる懸念があります。

ライフステージを通じて一貫した支援をしていくためには、支援機関が連携を図りつつ、情報の共有化を推進していく必要があります。しかしながら、支援機関の間では記録と情報の共有化が進まず、ネットワークの有効性が十分に生かせていない実情があります。

現在、障害者支援のためのネットワークとして、各区に地域自立支援協議会が設置されており、関係機関の「顔の見える関係づくり」が進められています。そうしたなかで、支援の不足している部分があれば、現場レベルで連絡会や部会をつくるなど、課題の解決にむけて連携しているケースがみられます。地域自立支援協議会を構成する関係機関が広がりを見せ、参加機関が増えることは評価すべきことですが、「毎月の顔合わせ」だけにならないよう、運営に工夫が

必要な場合があります。

*地域自立支援協議会=横浜市障害者相談支援事業要綱に基づき、障害児・者に関する福祉、保健、医療、教育、就労等の各種サービスの総合調整・推進を図るために、相談支援事業を進める上での関係機関の連携強化を目的として設置

Ⅲ 障害児とその家族への支援策（提言）

前章での課題の抽出を踏まえ、その解決に向けて部会で重点的に審議したポイントは次のとおりです。

- (i) 障害児の親、特に母親の精神的、肉体的負担が多くなっている。家庭での養育力の低下についても指摘される場所であるが、障害を持つ子どもが成長していく過程では、障害児本人への支援とともに、**家族への支援の重要性がより高まっていること。**
- (ii) 障害児とその家族にかかわる相談支援機関は、課題解決に向けて長く寄り添い支援するという、その家族全体の生活そのものにも関わる存在となる。支援に関わる人材に求められる資質はコーディネート力ほか多岐にわたっており、障害児の子育てと育ちを支えていくには、総合的、継続的な視点を持つ**支援の核となる人材の育成と配置が求められていること。**
- (iii) 子どものライフステージでは、成長にともなって支援機関が変化し、その役割は保健、医療、福祉、教育、就労と異なっている。適切なサービス提供のためには「情報の共有」と、「関係づくり」を進め、**関係機関の連携の強化とネットワークの充実を図ること。**

本章では、この3つの視点から提言をまとめることとします。

1 本人及び家族への支援の充実

(1) 親や家族の障害受容の促進

親や家族が子どもの障害を受け止めることができるよう、障害を正しく理解するための取り組みを進めていくと同時に、子どもの障害を受容する過程において、障害児本人や親、家族に寄り添い、必要なときに適切な社会資源につなげていくことができるような相談支援体制を強化することが必要です。

特に、知的な遅れを伴わない発達障害児については、親が障害に気づくことが遅くなるケースが多いので、親子が集う場の育児相談で発達に関する内容も相談ができるようにする等、育児支援から障害児支援に円滑につながる仕組みを今後検討していく必要があります。また、就学以降に集団生活に適応しにくいなどの課題が発生した場合でも、すぐに適切な支援につながるよう、学齢期の相談支援を充実させていくことも必要です。

また、子どもの障害を認知し、受容するまでの間は、心の葛藤や将来に対する不安などを軽減する精神的な支えが必要です。専門家による精神的・心理的

なケアとともに、当事者間で支え合う仕組みをつくることも大切です。

例えば、母親を対象にしたグループワークを実施することで、孤立しがちな母親同士が話し合う場を作ることができ、仲間づくりとともに共感や情報交換により不安感が軽減されるという効果が期待できます。グループワークのコーディネーター役に適切な研修を受けた先輩当事者を活用すれば、将来に関する情報や経験に基づいた有効なアドバイスを得ることが期待できます。

このほか、家族の立場に寄り添った支援としてピアカウンセリングがありますが、適切な支援につなげていくためには、ピアカウンセラーの人材育成とともに、臨床心理士など専門職による応援体制を整えておくことも求められます。

(2) 障害児本人・家族に対する総合的な支援

障害児本人と親・家族が、地域の中で安心して安定した生活を送るためには、身近な場所で医療ケアが受けられるよう地域の医療体制の充実といった障害児本人への支援のほかにも、例えば親が病気になってしまった場合などの緊急時に対応するものとして、障害のないきょうだい児も一緒に預かるショートステイなど、障害児本人とその家族を総合的に支援する仕組みのさらなる検討が必要となっています。

特に親への支援では、親のレスパイト（一時的休息）のほか、障害特性に配慮しながら適切に子育てができるように、家庭訪問など家族の生活に寄り添う「育児支援」の視点をもった支援も求められています。

また、このような支援を推進していくためには、区役所や児童相談所、地域の社会資源等の連携を図ることが大切です。

(3) 周囲の人たちの障害理解の促進

障害児とその家族が、地域の中で安心して安定した生活を送るためには、周囲の人たちに障害について正しく理解してもらうことが大切です。

例えば、自治会・町内会や学校などが一緒に参加するイベントの開催、災害弱者・要援護者の視点を加えた地域の防災訓練の実施等は、地域の人たちとの自然な触れ合いのなかでの障害理解の促進が期待できます。また、公共交通機関や警察、医療機関に対する研修を行うことにより、日常生活にかかわる周りの人たちが障害に関して正しい知識を持ち、それが障害児とその家族のより安定した日常生活につながるようになります。

加えて、地域の高中生や大学生等を、障害者施設などでボランティアとして積極的に受け入れることも障害理解の促進に効果がありますが、アルバイト雇用する、といった新たな取り組みも考えられます。これは、将来福祉現場で働く

ことの動機付けになるとともに、人材確保につながる有効策にもなると考えられます。

2 キーパーソンとなる人材の育成と配置

(1) 学校内・外の連携を強化する人材の配置

特別支援教育コーディネーターは、校内委員会の推進、教職員・関係機関との連絡調整、保護者の相談窓口として、校内の支援体制の中心的役割を担っていますが、保護者からの相談対応や関係機関との連携の一層の充実を図るためには、特別支援教育コーディネーターの専任化を進めることが必要です。

さらに、学校生活と地域生活とを結び付け、必要なときに適切な支援機関等に円滑につながることができるよう、学校においてそれらの役割を果たすことのできる人材として、スクールソーシャルワーカーの配置が求められています。特にスクールソーシャルワーカーの配置にあたっては、特別支援教育コーディネーターとの役割分担を明確にした上で連携を図ることが必要です。

(2) 研修の充実と総合性をもつコーディネーターの育成

親に障害児の将来像を示して不安を軽減していくためには、障害児・者を通してライフステージ全般に関する施策・制度などの知識を修得することが大切であり、障害児・者を一貫して学べるカリキュラムの充実が必要です。

さらに、支援機関が連携し、地域にある社会資源も活用した支援を行うためには、総合的な視点からケアプランを作成する技術を身につけるカリキュラムを作ることも必要です。

研修を実施するにあたっては、単に座学のみにとどまらず、先駆的な取り組みをしている支援機関等での実習、親の会など支援活動での実習など、現場で学ぶことや、職員同士の情報交換の場の提供など、実際の支援場面においてすぐに活用できるようなカリキュラムの検討、職員が受講しやすい日程や場所の設定など、効果的な研修の実施のために工夫を凝らしていくことが必要です。

また人材としては、地域にある様々な支援メニューに熟知し、適切な支援を必要なときに必要なだけ結び付け、調整していくことができる総合性を持つコーディネーターが求められています。

他の施設や事業の状況を知り、支援に向けた知識と視野を広げるために、研修を目的とした短期間の人事交流など、法人や施設の枠を超えた地域ネットワークの中での人材育成を考えていくことも必要です。

3 関係機関の連携の強化・ネットワークの充実

(1) 一貫した支援を目的とした情報の共有化

障害児を支援する関係機関が、共通の視点を持って障害児本人の成長を支援するためには、個人情報保護に配慮をしつつ、記録と情報の共有化を図ることが必要です。

また、乳幼児期から青年期まで一貫した支援をするためには、ライフステージの節目で、きちんと情報が引き継がれて行くよう、関係機関が積極的に連携を図り移行の支援をすることが必要です。

(2) 将来を見通した個別の教育支援計画の策定の推進

学校卒業後に円滑に地域生活を送るためには、障害児本人の将来を見通し、能力や可能性を伸ばす支援計画を作ることが求められます。計画の策定では、教職員の障害に関する研修の強化・充実による専門性の向上をベースに、一人ひとりのニーズを的確に把握し、保護者や関係機関と密接な連携協力を確保したうえで、個別の教育支援計画の策定をすることが必要です。

特に発達障害児が増加している現状では、策定にあたっては、就労を含めて地域で自立して暮らすための生活力を高めていく視点が重要になっています。

発達障害児の将来を考えたときに、就労が大きな課題となります。障害特性を把握・理解し、持っている能力を最大限発揮できるような就労について検討していく必要があります。企業等と連携して就労先を増やしていくことに加え、発達障害の特性にあわせた業務内容や雇用体制などを企業等にアドバイスし、継続した雇用となるようサポートしていくことが大切です。また、発達障害児本人にも、就労の継続とともに自立した生活ができるような支援が必要です。

発達障害があっても地域社会に溶け込んで生活が営めるよう、就労に向けたサポートが今後の重要な課題であり、その対策の検討が早急に求められています。

(3) 支援機関、社会資源のネットワークの構築

障害児と家族への個別の支援を実施していくためには、「ケアプラン」を策定することが必須です。ケアプランは、必要に応じて関係機関が集まる「ケア会議」において策定されますが、ケア会議の運営に当たっては、各支援機関の役割分担を明確にするとともに、各機関がその特性を生かしながら充実した支援活動が展開できるように、行政が調整役を担うことが必要です。

一方、複合的な課題への対応や、生涯を通じた支援に取り組んでいくためには、様々な支援機関、社会資源のネットワークを強固にしていくことが必要で

す。

ネットワークの構築にあたっては、関係機関の連携強化を図るとともに、福祉、保健、医療、教育、就労等の各種サービスを総合的に調整、推進する場である「地域自立支援協議会」を積極的に活用していくことが期待されます。

各区における運営を見ると参加する関係機関の数が年々多くなっている状況が見られますが、支援機関のネットワークの基盤として地域自立支援協議会を活用していくためには、障害児専門の部会を置くことや、特定のテーマを設定した会議を設けて課題共有と情報交換をより円滑に行えるようにするなど、地域自立支援協議会の運営にさらなる工夫が必要になっています。

参考資料

1 障害児部会の設置経過及び概要

(1) 設置の趣旨

障害者自立支援法の施行や教育基本法の改正など、障害児とその家族を取り巻く状況が大きく変化しつつある中で、乳幼児期から青年期までの豊かな成長と社会的自立に向けた支援や、それぞれの生活ニーズに合ったきめ細かな家族支援等の必要性が一層高まっています。

本市障害児施策の検討にあたり、行政と関係機関・団体等との密接な連携・協力を図るとともに、幅広い視点から議論を重ねることによって、必要とされる課題を明確化し、今後の具体的な事業に反映させていくことを目的として、横浜市児童福祉審議会に「障害児部会」が設置されました。

(児童福祉審議会の構成図)



(2) 設置経過

平成 18 年 12 月 1 日

第 26 期横浜市児童福祉審議会にて障害児部会の設置を承認。

併せて 3 名の委員を選出

平成 18 年 12 月 21 日

横浜市児童福祉審議会運営要綱一部改正（12 月 1 日に遡及し適用）

平成 19 年 6 月 25 日

臨時委員 6 名を含め計 9 名の委員を委嘱するとともに、第 1 回会議を開催

(3) 検討事項

「乳幼児期から青年期までの障害児の一貫した支援のあり方」

(4) 委員の任期・構成

任期：平成 19 年 6 月 25 日～平成 20 年 10 月 31 日

* 終期については第 26 期横浜市児童福祉審議会委員の任期に依ります。

構成：児童福祉審議会委員 3名及び臨時委員 6名によって構成

*委員名簿……2を参照

(5) 事務局（作業部会）

こども青少年局企画調整課、こども青少年局障害児福祉保健課、
健康福祉局障害企画課、教育委員会事務局特別支援教育課

2 委員名簿及び開催経過

(1) 委員名簿

職名	氏名	所属・役職等
部会長	飯田 美紀	横浜市南部地域療育センター所長
副部会長	徳増 栄治	社団法人横浜青年会議所特別理事（注）
委員	深野 博子	西区生活支援ネットワーク代表
臨時委員	高山 直樹	東洋大学社会福祉学科教授
臨時委員	瀧澤 久美子	障害者支援センター地域コーディネーター
臨時委員	中里 誠	障害者支援施設 希望 施設長
臨時委員	長谷山景子	横浜障害児を守る連絡協議会会長
臨時委員	日浦 美智江	社会福祉法人訪問の家理事長
臨時委員	渡辺 幹夫	地域活動ホームどんとこい・みなみ所長

（注）平成19年12月まで副理事長

(2) 開催経過

第1回 平成19年6月25日（月）18:00～20:00 市庁舎7C会議室

〔議題〕 部会長・副部会長の選出

横浜市の障害児支援の現状について

「障害児と家族の生活状況調査」結果について 等

第2回 平成19年9月12日（月）18:00～20:00 市庁舎7S会議室

〔議題〕 障害児の施策の全体状況について

第3回 平成19年11月28日（水）18:00～20:00 市庁舎7S会議室

〔議題〕 障害児施策の個別事業の実施状況

第4回 平成20年3月10日（月）18:00～20:00 市庁舎7S会議室

〔議題〕 中間報告案について
「障害児と家族の生活状況調査」報告書について
地域自立支援協議会の事例報告

第5回 平成20年5月26日（月）18:00～20:00 市庁舎7S会議室
〔議題〕 最終報告に向けた議論～人材とネットワークの充実について
障害児施設の整備について

第6回 平成20年7月9日（水）18:00～20:00 市庁舎7S会議室
〔議題〕 提言（骨格案）について

第7回 平成20年8月26日（火）18:00～20:00 関内駅前第二ビル6C会議室
〔議題〕 最終報告書について